

平成 20 年度第 2 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 21 年 2 月 3 日（火） 午後 3 時 30 分から

2 場 所 葛飾区役所庁議室

3 出席者

委 員 西村孝一委員、轟朝幸委員、鈴木シズエ委員（全員出席）

事務局 箕勲総務部長、駒井亜子契約課長ほか契約課職員 1 名

4 概 要

議事（1）平成 20 年度入札契約執行状況（平成 20 年度下半期）について

事務局より平成 20 年 9 月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

【主な質疑等】

A 委員 設計委託の落札率が低すぎるが、低入札への対応の基準を確認したい。

事務局 1 億 5 千万円以上の請負工事については、低入札価格調査制度により調査をし、確実な履行が見込める場合はその事業者と契約する。最低制限価格を設ける案件については、その価格を下回った入札は無効としている。

しかし委託については、低入札への対応はしていなかったが、経費の大部分を人件費が占める委託契約の場合は、従業員の労働環境の悪化等の問題が発生するので、好ましい状況ではないと認識している。そこで、現在、委託において最低制限価格を導入すべく検討をしており、今年度は、総合庁舎総合管理委託において試行をし、来年度は、地域コミュニティ施設の受付業務委託において試行することを考えている。

A 委員 設計委託の低落札には、問題がないのか。

事務局 今回の件は、大手の設計会社が戦略的に入札したものと思われる。履行も確保されるものと考えている。

B 委員 かつて 1 円入札という問題もあった。

事務局 1 円入札は、印刷機のリース契約等で問題になる。本体を安く落札して、消耗品・保守等で元を取る方法である。本区では、これを防ぐために、本体のリース価格とその後のランニングコストを合算して競争をしている。

A 委員 例えば設計の場合、出来上がった設計図書を職員が確認していると思

うが、その際にも問題はないのか。

事務局 これまで委託については、現場の担当者のチェックに任せていたが、平成 21 年度は、契約課に品質確保促進担当係長を設置し、委託の検査体制を強化していくこととした。

C 委員 工事契約における傾向や問題点について説明を求める。

事務局 国や東京都の場合は、低価格・ダンピングが問題になっているが、本区では、低価格による品質低下といった問題はない。むしろ物価の高騰に伴い、区が設定した予定価格では工事ができないといった理由により入札を辞退する者が多い傾向にある。しかし、原油高騰等に伴う単品スライドについては、相談はない。

B 委員 材料が高騰して行ったときには、怖くて見積もりが出せないという業者の声を聞いたことがある。

C 委員 現在は、逆に材料費等が下がっている。なかなか先が見えない経済状況であるので、発注側も受注側も苦労していると思う。

議事(2) 抽出審議について

事務局より平成 20 年 9 月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である轟委員が抽出した一般競争入札 2 件、制限付一般競争入札 1 件、総合評価一般競争入札 1 件、公募型指名競争入札 1 件、指名競争入札 2 件、随意契約 1 件について説明を行った。

【主な質疑等】

[会場設営委託](指名競争入札)

C 委員 委託契約の指名競争入札において、指名業者を選定する基準はあるのか。

事務局 本区は、東京都内の 54 自治体が共同で運営している「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」に参加しており、入札参加を希望する事業者はこれに登録をしている。その中から、業種、企業の規模、受注実績、営業活動の実績等を勘案して、案件に適した事業者を指名している。

A 委員 選定はシステムティックに行われるようになっているのか。

事務局 必要な能力や企業の規模を考慮しつつ、指名回数に偏りが生じないようまんべんなく指名を行っている。

A 委員 指名業者数に基準はあるのか。

事務局 業者指名要綱に規定しており、区のホームページで公表している。

[保育園ほかサッシ改修修繕](指名競争入札)

A 委員 590 万円ほどの案件で 3 者の指名となっているが、少なくはないのか。

事務局 業者指名要綱の規定どおりである。なお、修繕については、原則として区内業者に発注をしており、そのうちサッシを専門にしている業者は少ない。

B委員 確かにサッシ専門は少ないが、建築業者もサッシを受注できるのでは。
事務局 その他の工事が付随していれば建築業者も含めて多くの業者の中から選定するが、今回の案件はサッシ部分のみの改修である。専門の業者と直接契約をするほうが有利であること、また、区内の専門業者の育成も考慮し、区内のサッシ専門業者を優先した。

C委員 内容は、保育園ほか 6 箇所のサッシを全部取り替えるとのことだが、材料代や工賃もすべて含めての金額なのか。履行期間も長く、大変な作業だと思う。

事務局 保育園は、長期の休園もなく、昼寝の時間に工事ができないなど、園児の安全を確保しながらの大変手間がかかる業務である。

B委員 6 箇所で 6 百万円の契約金額というのは、けっして高くはない。

事務局 区内の事業者は、手間がかかる業務であっても、地域のためにと一生懸命やってくれているという面もある。

[テレビの買い入れ](一般競争入札)

B委員 なぜ、他のメーカーは入札に参加しないのか。

事務局 区内の事業者が、それぞれメーカーの販売代理店として参加していると考えられる。今回直接参加したメーカーは、区内に代理店を持たないのではないかと。しかし、このメーカーは仕様書の内容を満たすことができず、入札は辞退した。

A委員 予定価格に対してかなり安く落札しているが、予定価格の設定が高すぎたのではないかと。調達の場合は、発注量に関わらず予定価格を決めているのか。

事務局 予定価格を決定する際には、数量やその他の条件を示して複数者から見積を取り、そのうちの一番安価な見積額を基準に決めているので、実勢価格に近いものであると思っている。実際の入札では、それよりも低い金額で入札しているのが実態。

[区画街路整備工事](制限付一般競争入札)

A委員 総合評価方式が不調になって、一般競争入札に切り替えたとの説明があったが、理由は何か。

事務局 書類作成や技術者の専任等の問題もあるが、一般競争の場合とそれほど変わるものではない。総合評価方式は、現在試行中で事例を集めているところである。多くの結果を基に、技術部門と連携を取り、事業者か

らのヒアリングもしながら、検証をしていきたいと考えている。

A 委員 不調になると、手間もかかり、工期が厳しくなり、場合によっては予定価格や仕様を見直す必要が生じるので、総合評価方式の手続きに問題があるようであれば改善をしてほしい。

C 委員 特殊な工事ではないようだが、工事の場所や内容的に手間のかかる工事なのか。

事務局 駅前の再開発に関わる道路の整備なので、人通りも多く大変な工事である。

B 委員 工事箇所を知っているが、交通量が激しく工事を行うには大変な所である。工期も長くて、この契約金額ではギリギリなのではないか。

事務局 予定価格を公表していたので、ギリギリの金額で落札できたが、公表していなければ、不調になった案件であると思う。そうすると、再度、入札をやり直すことになり、工事が更に遅れていったのではないか。

A 委員 事前の説明会は開催しているのか。

事務局 電子入札の案件では、事業者が顔を合わせるような機会を作らないために、すべて電子上で質問を受け付け、全参加者に電子上で回答をすることになっている。

A 委員 入札参加者の名前も公表はしていないのか。

事務局 事後に入札結果として公表しているのですが、事前には公表はしていない。入札が終わるまでお互いに参加者が分からないようにするために、電子入札を実施している。参加者数も分からないようにしている。

[小学校後者外壁緊急修繕](随意契約)

A 委員 工事の案件で随意契約ができる理由としてはどのようなものがあるのか。

事務局 基本的には緊急な場合のみである。この案件は、壁が剥離して落下のおそれがあるため、児童の安全確保のため早急に対応した。

A 委員 随意契約の際の価格の決め方は、どのように行っているか。

事務局 現場の職員が交渉をし、更に契約課においても交渉をして、適正な価格で契約をしている。

[入札契約執行状況総括表 (下半期)]

B 委員 設計等委託の落札率が極端に低いのはなぜか。

事務局 企業戦略だと考えられる。きちんと履行もされている。

C 委員 低い金額での落札の場合、その事業者のことを調査しているのか。

事務局 指名競争入札の場合は、指名する際に企業の経営状況や過去の実績等を確認している。また、契約書の取り交わしの際にも、契約の履行に問

題がないかを聞き取りするようにしている。

議事（３）苦情申し立てへの対応状況について

なし。なお、苦情ではなく業界団体からは、単品スライドの導入や前金払制度の拡充について、区長あてに要望が出されている。

議事（４）入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

なし。

議事（５）契約制度の見直し状況について

平成 21 年度に予定している契約制度の見直しについて、説明を行い委員の意見を伺った。

【主な質疑等】

[総合評価方式による入札の能力評価項目に「社会貢献度 1」を加える]

B 委員 環境への取り組みを社会貢献として評価することだが、区内の企業が ISO14000 シリーズを取得するのは、大変な負担になるのではないか。

事務局 中小企業が取得しやすいエコアクション 21 の制度があり、葛飾区は区内の事業者の取得を支援している。既に取得している事業者も複数いる。

B 委員 ボランティア活動の評価については、客観的で事業者にとって分かりやすいものなのか。

事務局 例えば、地域のイベントへの参画の場合は、証明書の様式を定め、主催者から署名・押印を受けてから提出してもらうことを考えている。また、区民に対して直接奉仕活動を行っている場合は、区長あての実績報告書を提出してもらうことにする。既に長年にわたって活動を続けている業界団体があり、報告書を受けている。こうした書類の提出があれば、加点する。

B 委員 どのような活動を行えば加点されるのか、事業者が容易に分かるようにしてほしい。

A 委員 客観的にポイントを得られるような仕組みにして、恣意的なものが入らないようにしてほしい。

事務局 そのとおりであると考えている。

A 委員 地域貢献度の項目の点数は、価格点と施工能力評価点に上乘せする、いわゆるボーナス点なのか。入札価格への影響はどの程度か。

事務局 そのとおり。落札率にもよるが、目安としては1点が、価格の1%程度となる。議会からは、経済状況が悪い中で実施することになるので、区内事業者にとって過度な負担になるような制度としないようにとの意見を頂戴しているの、充分配慮をするつもりである。

A委員 総合評価方式に該当する規模の工事²を受注する企業であれば、一定の社会貢献を期待するのは妥当である。

C委員 今回の見直しについて、業界団体から意見を聞いているか。

事務局 区内の業界団体の役員から意見を伺った。区内の事業者は、既に様々な取り組みを行い地元貢献をしており、それを評価してもらえらることについて好意的であった。

C委員 評価基準については客観的な指標とすること、価格点と施工能力評価点との間及び施工能力評価点内の配点バランスについて、また、評価項目の内容について、今後も十分に吟味してほしい。

[前金払制度の拡充³]

B委員 工期が長く金額も大きい工事なら前払金が必要だと思うが、小さな工事にまで必要なのか。

事務局 例えば、材料の占める割合が大きい工事など、当初に資金が必要な工事もある。前払の条件として、保証事業会社の前払金保証をつけることになっている。

C委員 昨今の経済状況を考えると、必要な対策であると考えます。

事務局 以上2件の契約制度の見直しについては、当委員会の意見を踏まえて区議会に報告をし、4月の実施に向けて手続きを進めて行く予定である。

1 社会貢献度 環境への取り組み 次世代育成支援への取り組み 災害協定等締結の有無
ボランティア活動の実績

2 要綱上は2500万円以上の工事。ただし、これまでの実施は4000万円以上が中心。

3 前払金の上限額拡大(契約金額の40%まで、1億円 2億円)
中間前金払制度の導入